

職場適応訓練委託規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第15号

### 職場適応訓練委託規則を廃止する規則

職場適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第4号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（鳥取県訓練手当支給規則の一部改正）

2 鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>2 訓練手当は、前項に規定する者のほか、省令第2条第3項に規定する離農転職者であって、公共職業能力開発施設を行う短期課程の職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>（受給資格の申請及び認定等）</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、<u>その者の受ける職業訓練が公共職業能力開発施設を行う職業訓練であるときは、公共職業能力開発施設の長を経由するものとする。</u></p>	<p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>職場適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第4号）第1条に規定する職場適応訓練（以下「職場適応訓練」という。）</u></p> <p>（3） 略</p> <p>2 訓練手当は、前項に規定する者のほか、省令第2条第3項に規定する離農転職者であって、公共職業能力開発施設を行う短期課程の職業訓練又は<u>職場適応訓練</u>を受けているものに対して支給する。</p> <p>（受給資格の申請及び認定等）</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、<u>その者が公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受ける場合にあつては公共職業能力開発施設の長を、その者が職場適応訓練を受ける場合にあつては職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を、</u>經由するものとする。</p>

2～4 略

様式第1号（第11条関係）

その1

略		
5 受講する職業訓練に関する事項		
受講する 訓練（該 当するも のに○）	公共職業訓練	求職者支援訓 練（認定職業 訓練）
略		
上記の申請者は、上記の職業訓練を受講して いることを証明する。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設の名 称及び所在地 公共職業能力開発施設の長の職氏名 <span style="float: right;">印</span>		
略		

備考1 略

2 「5 受講する職業訓練に関する事項」  
中、公共職業能力開発施設の長の証明の欄  
は、受講する訓練が求職者支援訓練（認定職  
業訓練）の場合には、使用しない。

その2

略		
上記のとおり受け付けた申請書を確認し、送付 します。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設の名 称及び所在地 公共職業能力開発施設の長の職氏名 <span style="float: right;">印</span>		

備考1～8 略

9 公共職業能力開発施設の長の記名押印は、  
受講する訓練が求職者支援訓練（認定職業訓  
練）の場合には、不要とする。

10 略

様式第2号（第11条関係）

略
---

備考1 略

2 氏名、住所又は居所、家族の状況、通所方

2～4 略

様式第1号（第11条関係）

その1

略			
5 受講する職業訓練に関する事項			
受講する 訓練（該 当するも のに○）	公共職 業訓練	職場適 応訓練	求職者支 援訓練 （認定職 業訓練）
略			
上記の申請者は、上記の職業訓練を受講して いることを証明する。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設（公 共職業安定所）の名称及び所在地 公共職業能力開発施設（ <u>公共職業安定 所</u> ）の長の職氏名 <span style="float: right;">印</span>			
略			

備考1 略

2 「5 受講する職業訓練に関する事項」  
中、公共職業能力開発施設（公共職業安定  
所）の長の証明の欄は、受講する訓練が求職  
者支援訓練（認定職業訓練）の場合には、使  
用しない。

その2

略			
上記のとおり受け付けた申請書を確認し、送付 します。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設（公 共職業安定所）の名称及び所在地 公共職業能力開発施設（ <u>公共職業安定 所</u> ）の長の職氏名 <span style="float: right;">印</span>			

備考1～8 略

9 公共職業能力開発施設（公共職業安定所）  
の長の記名押印は、受講する訓練が求職者支  
援訓練（認定職業訓練）の場合には、不要と  
する。

10 略

様式第2号（第11条関係）

略
---

備考1 略

2 氏名、住所又は居所、家族の状況、通所方

法その他訓練手当受給資格認定申請書（その1及びその2）を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。この場合において、公共職業訓練を受けている場合にあつては、公共職業訓練を行う施設の長を経由するものとする。

なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合には、不正があつた日以後訓練手当の受給を中止することになる。

様式第3号（第12条関係）

その1

訓練手当支給申請書（公共職業訓練用）
（ 年 月分）
年 月 日
鳥取県知事 様
下記のとおり訓練手当の支給を申請します。
略
上記の記載事項に誤りのないことを証明する。
年 月 日
訓練を行う公共職業能力開発施設の名称及び所在地
公共職業能力開発施設の長の職氏名
印

備考 略

法その他訓練手当受給資格認定申請書（その1及びその2）を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。この場合において、公共職業訓練を受けている場合にあつては公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受けている場合にあつては職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を、經由するものとする。

なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合には、不正があつた日以後訓練手当の受給を中止することになる。

様式第3号（第12条関係）

その1

訓練手当支給申請書（公共職業訓練・ <u>職場適応訓練</u> 用）
（ 年 月分）
年 月 日
鳥取県知事 様
下記のとおり訓練手当の支給を申請します。
略
上記の記載事項に誤りのないことを証明する。
年 月 日
訓練を行う公共職業能力開発施設（ <u>公共職業安定所</u> ）の名称及び所在地
公共職業能力開発施設（ <u>公共職業安定所</u> ）の長の職氏名
印

備考 略